

# 平成 31 年度オープンイノベーション機構の整備事業（Q & A 集）

## 目 次

|  |   |
|--|---|
| 【申請形式について】 .....   | 1 |
| 問 1 様式 1 の申請書に記名する代表者は、学長である必要があるか。 .....  | 1 |
| 問 2 複数の機関で共同して申請できるか。 .....  | 1 |
| 問 3 申請書類について紙媒体での提出は可能か。 .....   | 1 |
| 問 4 申請書類を提出するメールの宛先はどこか。 .....   | 1 |
| 【申請要件及び自助努力について】 .....   | 1 |
| 問 5 クリエイティブ・マネージャーの全てのメンバーを申請段階で決めている必要はあるか。 .....   | 1 |
| 問 6 申請主体の自助努力分について、研究設備の対価額、申請主体にもともと所属している研究者の<br>人件費や研究費支給（インセンティブ分）などを含めてよいか。 .....   | 1 |
| 問 7 企業保有の研究設備を申請主体の自助努力分に含めてよいか。 .....   | 1 |
| 問 8 申請主体の自助努力分について、学内資金（現金）を拠出する場合の原資は問わないか。 .....   | 1 |
| 問 9 本事業により各大学において補助対象となる費目（例えば、統括クリエイティブ・マネージャー<br>の人件費など）について、補助金と申請主体の自助努力により折半することは可能か。 .....   | 2 |
| 問 10 本事業では、科学技術振興機構（JST）の産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム<br>（OPERA）の「オープンイノベーション機構連携型」にも応募する必要があるか。 .....  | 2 |
| 【提案内容について】 .....   | 2 |
| 《オープンイノベーション促進システムについて》 .....  | 2 |
| 問 11 競争領域と非競争領域はどのような定義か。 .....  | 2 |
| 問 12 オープンイノベーション機構は、非競争領域の共同研究コンソーシアムを含めた研究開発プロ<br>ジェクトを管理することはできないか。 .....  | 2 |
| 問 13 様式 2 の「5. 審査に関する留意事項 - 持続的発展のための基盤づくり（共同研究コンソー<br>シアムの形成など）-」には、民間企業が参画していない基礎研究プロジェクトは記載できないか。<br>.....                              | 2 |
| 問 14 様式 2 の「5. 審査に関する留意事項 - 持続的発展のための基盤づくり（共同研究コンソー<br>シアムの形成など）-」には、OPERA の「共創プラットフォーム型」（従来型）や「共創プラットフォ<br>ーム育成型」の研究開発テーマを記載してもよいか。 ..... | 3 |
| 問 15 OPERA のオープンイノベーション機構連携型で計上した民間資金を、オープンイノベーション<br>機構に係る収入としても計上してよいか。 .....  | 3 |
| 《オープンイノベーション機構について》 .....  | 3 |
| 問 16 本事業を実施する学内組織は、必ず「オープンイノベーション機構」と呼称することが必要か。<br>.....  | 3 |
| 問 17 「オープンイノベーション機構」は、学内の複数組織をまたがるバーチャルな運営体としても<br>よいか。 .....  | 3 |
| 《機構長について》 .....  | 3 |

|  |   |
|--|---|
| 問 18 機構長は、大学における戦略的経営を担う役員が求められているが、具体的にどのような役員を想定しているか。 .....                                 | 3 |
| 《クリエイティブ・マネージャーについて》 .....   | 3 |
| 問 19 統括クリエイティブ・マネージャーのエフォート率は、どれくらい確保する必要があるか。 3   |   |
| 問 20 クリエイティブ・マネージャーは、プロジェクトを担当する研究者として兼任できるか。 ....   | 3 |
| 問 21 クリエイティブ・マネージャーに年齢制限はないか。 .....  | 4 |
| 問 22 公募要領の「図4 機構長及びクリエイティブ・マネージャーに求められる資質・人物像のイメージ」にはないクリエイティブ・マネージャーの役割を新設してよいか。 .....        | 4 |
| 問 23 クリエイティブ・マネージャーは、クロスアポイントメントによる雇用契約も可能か。 .....   | 4 |
| 問 24 クリエイティブ・マネージャーについて、法人に対する委託についてどのように考えるのか。 .....  | 4 |
| 《自立的経営について》 .....  | 4 |
| 問 25 オープンイノベーション機構で競争領域における大型共同研究の実現可能性が審査対象となっているのは何故か。 .....                                 | 4 |
| 問 26 様式1の⑤及び様式3の④の「収入の配分方法」について、どのように記載すればよいか。 4   |   |
| 問 27 様式3の①(ウ) 収支計画表で、「繰越金(目的積立金等)取崩額」や「基盤的経費(運営費交付金等)を原資とした収入」が、「その他の収入」に位置付けられているのは何故か。 ..... | 5 |
| 問 28 オープンイノベーション機構が実施する研究開発プロジェクト数や金額に上限や下限はあるか。 .....   | 5 |
| 問 29 1つの研究開発プロジェクトが非競争領域と競争領域のどちらにも関わる場合、プロジェクトを共同研究コンソーシアムとオープンイノベーション機構で分けないといけないか。 .....    | 5 |
| 問 30 オープンイノベーション機構で実施する研究開発プロジェクトに、国等が支援を行っているプロジェクトを入れてもよいか。 .....                            | 5 |
| 問 31 申請時のオープンイノベーション機構の研究開発プロジェクト以外に、新たな大型のプロジェクトが形成されていくことについても、審査では考慮されることになるのか。 .....       | 5 |
| 問 32 様式2の2. ②の「■プロジェクト部門の名簿」は、プロジェクトに参画する全ての研究者を記載するのか。 .....                                  | 5 |
| 問 33 様式3の①(ウ) 収支計画表のプロジェクト部門の人件費について、運営費交付金等の基盤的経費で雇用される研究者の人件費相当額(エフォート分)を含めて計上するのは何故か。 ..... | 5 |
| 【補助内容について】 .....   | 6 |
| 問 34 補助額について、どの程度計上するのか。 .....   | 6 |
| 問 35 「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」、認められないものは何か。 .....                                       | 6 |
| 問 36 非競争領域の共同研究コンソーシアムにおけるマネジメント経費について、本補助金から支出は可能か。 .....                                     | 6 |
| 問 37 本補助金は、年度繰り越しが可能か。 .....   | 6 |
| 問 38 本補助金により、共有特許の買い戻しの支出は可能か。 .....   | 6 |
| 問 39 学内施設のスペースチャージ料や光熱水費等は本補助金から支出することはできないか。 ....   | 6 |

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 問 40          | 本補助金により、プロジェクト部門の研究者の人件費の支出は可能か。  | 6 |
| 問 41          | 本補助金により、退職金の支給は可能か。   | 7 |
| 問 42          | 研究広報・アウトリーチ活動のためのホームページ作成や学外サテライトの借料について、本補助金から支出は可能か。  | 7 |
| 問 43          | 本補助金により、例えば、遠隔会議システムの購入費は支出可能か。   | 7 |
| 問 44          | 本補助金において、一般管理費は措置されるか。  | 7 |
| 問 45          | 「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」の「○対象となる経費」の(サ)は、どのような考え方となるか。  | 7 |
| 問 46          | オープンイノベーション機構形成促進費を活用して、プロジェクト部門の研究者の人件費や消耗品や備品の購入費を措置できないか。  | 7 |
| 問 47          | 共同研究に参画する研究者の代替要員の雇用(部局へのインセンティブ)や研究者への研究費支給(個人へのインセンティブ)は、オープンイノベーション機構形成促進費として支出することはできないか。                       | 7 |
| 問 48          | オープンイノベーション機構形成促進費を活用して、ポスドクやリサーチ・アシスタント(RA)を雇用する場合の給与について、上限等の制約はあるか。  | 8 |
| 問 49          | 人件費の支出は新規雇用の場合に限るか。   | 8 |
| 問 50          | 本補助金により、クリエイティブ・マネージャーの研修を行うことは可能か。   | 8 |
| 問 51          | 本補助金で取得した設備備品費をオープンイノベーション機構外で使用することは可能か。   | 8 |
| 問 52          | 採択された場合、経費はいつから使用することが可能か。  | 8 |
| <b>【審査方法】</b> |   | 8 |
| 問 53          | 面接審査はどのように実施されるか。   | 8 |
| 問 54          | 面接審査対象大学の連絡はどのように行われるか。   | 8 |
| 問 55          | 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。  | 9 |
| 問 56          | OPERA のオープンイノベーション機構連携型と審査は別々に行われるか。  | 9 |
| <b>【その他】</b>  |   | 9 |
| 問 57          | 申請書類の様式、項目、文字数、行数を変更してもよいか。   | 9 |
| 問 58          | 要求されている以外の資料を補足資料として添付することは可能か。   | 9 |
| 問 59          | 申請書を提出した後に、不備な箇所を見つけた場合、差し替えは認められるか。  | 9 |
| 問 60          | 「本事業の申請は1大学につき1申請とします。1大学から複数の申請があった場合...(中略) ...、当該機関により申請されたすべての申請を審査対象外とします。」とされているが、研究室や教員個人から直接申請された場合はどうなるのか。 | 9 |

## 【申請形式について】

問1 様式1の申請書に記名する代表者は、学長である必要があるか。

大学を代表する者として、学長又は理事長となります。

問2 複数の機関で共同して申請できるか。

本事業では、複数大学間でオープンイノベーション機構を整備することを念頭に、共同申請を行うことはできません。

ただし、一大学のオープンイノベーション機構の研究開発プロジェクトに、他機関の研究者が参画することは可能です（この場合、共同申請ではなく、申請主体から当該研究者の参画に係る契約を締結していただく必要があります。）。

問3 申請書類について紙媒体での提出は可能か。

紙媒体での提出はできません。電子メールにより提出してください。

問4 申請書類を提出するメールの宛先はどこか。

以下のアドレスとなります。

kengijut@mext.go.jp

## 【申請要件及び自助努力について】

問5 クリエイティブ・マネージャーの全てのメンバーを申請段階で決めている必要はあるか。

統括クリエイティブ・マネージャー以外のクリエイティブ・マネージャーについても、審査上、申請段階で全て決まっていることが望ましいです。ただし、公募期間が短期間であるため、申請段階までに決まらなかった場合は、どのような人物が就くことを想定しているかを記載してください。なお、面接審査の対象となった大学に対しては、申請内容の補正を認めますので、それまでには、全てのクリエイティブ・マネージャーを記載してください。

問6 申請主体の自助努力分について、研究設備の対価額、申請主体にもともと所属している研究者の  
人件費や研究費支給（インセンティブ分）などを含めてよいか。

可能です。ただし、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」では、共同研究に参画する研究者の人件費（相当分を含め）など適正な費用負担を民間企業側に求めることとしており、研究設備の対価額や申請主体にもともと所属している研究者の人件費については、民間企業負担分を除いた大学負担分を計上してください。

問7 企業保有の研究設備を申請主体の自助努力分に含めてよいか。

学内資源ではないため、自助努力分には含められません（企業から寄付された研究設備は可）。

問8 申請主体の自助努力分について、学内資金（現金）を拠出する場合の原資は問わないか。

学内資源として資金拠出する場合、公募要領3（7）では「競争的資金等における間接経費、寄附金

等」としておりますが、これらは例示であり学内資金の原資は問いません（ただし、上記問6には留意してください）。

**問9 本事業により各大学において補助対象となる費目（例えば、統括クリエイティブ・マネージャーの人件費など）について、補助金と申請主体の自助努力により折半することは可能か。**

本事業は、「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費」の範囲内で、各大学から補助金交付申請があった費目（様式3の⑥年度別補助金執行計画表の費目）に対して、予算限度額を前提として100%（3年目まで）を補助するものです。他方で、申請主体の自助努力は、本事業の事業遂行を補完する経費との位置づけのため、各大学において補助対象となる費目を、補助金と申請主体の自助努力で折半できません。

**問10 本事業では、科学技術振興機構（JST）の産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）の「オープンイノベーション機構連携型」にも応募する必要があるか。**

本事業において、OPERAの「オープンイノベーション機構連携型」に応募することは要件ではありません。ただし、応募しない場合でも、共同研究コンソーシアムを含むオープンイノベーション促進システムについては、審査上の考慮事項となる予定です。

#### **【提案内容について】**

##### **《オープンイノベーション促進システムについて》**

**問11 競争領域と非競争領域はどのような定義か。**

本事業において、競争領域は、企業の事業戦略に深く関わる研究領域、もしくは、大学と企業で、企業の研究開発部門のみならず製造部門・事業部門も含めたクローズの共同研究が実施される研究領域を想定しています。非競争領域は、学術論文の発表が可能で、大学等や複数の民間企業において研究開発成果に関する情報の共有が可能な基礎的・基盤的研究領域を想定しています。

**問12 オープンイノベーション機構は、非競争領域の共同研究コンソーシアムを含めた研究開発プロジェクトを管理することはできないか。**

オープンイノベーション機構は、競争領域を中心とした研究開発プロジェクトを実施する組織として位置づけられるため、オープンイノベーション機構が共同研究コンソーシアムのプロジェクト担当組織となることは想定していません。

**問13 様式2の「5. 審査に関する留意事項 –持続的発展のための基盤づくり（共同研究コンソーシアムの形成など）–」には、民間企業が参画していない基礎研究プロジェクトは記載できないか。**

共同研究コンソーシアムにおけるプロジェクトは、競争領域を中心とした大型の共同研究の前段階に位置付けられる非競争領域の産学共同研究を想定しています。したがって、民間企業が参画していない基礎研究プロジェクトは除外し、記載するプロジェクトには必ず具体的な参画企業名を記載してください。

問14 様式2の「5. 審査に関する留意事項 –持続的発展のための基盤づくり（共同研究コンソーシアムの形成など）–」には、OPERAの「共創プラットフォーム型」（従来型）や「共創プラットフォーム育成型」の研究開発テーマを記載してもよいか。

記載して差し支えありません。

問15 OPERAのオープンイノベーション機構連携型で計上した民間資金を、オープンイノベーション機構に係る収入としても計上してよいか。

OPERAのオープンイノベーション機構連携型に係る民間資金は、共同コンソーシアムにおける非競争領域の産学共同研究の資金という位置づけであり、資金調達・収支計画（様式3）には計上しないでください。

#### 《オープンイノベーション機構について》

問16 本事業を実施する学内組織は、必ず「オープンイノベーション機構」と呼称することが必要か。

「オープンイノベーション機構」は、大学における新たな産学連携の運営体としての事業名です。大学において設置する組織について同じ呼称とする必要はありませんが、事業趣旨に沿ったものとなるよう留意願います。

問17 「オープンイノベーション機構」は、学内の複数組織をまたがるバーチャルな運営体としてもよいか。

本事業においては、オープンイノベーション機構の適切な責任・権限体系の確立、財務管理体制の構築、持続的かつ自立的な運営を求めていることから、オープンイノベーション機構がバーチャルな運営体となることは想定しておりません。

#### 《機構長について》

問18 機構長は、大学における戦略的経営を担う役員が求められているが、具体的にどのような役員を想定しているか。

機構長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長を配置するなど、大学経営と連動したオープンイノベーション機構の経営を行うことができる役員クラスを配置することが期待されます。

#### 《クリエイティブ・マネージャーについて》

問19 統括クリエイティブ・マネージャーのエフォート率は、どれくらい確保する必要があるか。

100%従事することが望ましいですが、目安として、概ね70%以上を想定しています。このため、公募要領の9頁で「オープンイノベーション機構の経営を軌道に乗せるためには、統括クリエイティブ・マネージャーが、責任をもって継続的・日常的に経営を行うことができる勤務形態」としており、審査上、業績や資質・能力だけでなくエフォート率も含めて総合的に審査することとしています。

問20 クリエイティブ・マネージャーは、プロジェクトを担当する研究者として兼任できるか。

不可とするものではありません。このことは、クリエイティブ・マネージャーとしての業務が確実に

実施されることが前提となります。なお、研究者としても兼任する場合、クリエイティブ・マネージャーと研究者それぞれのエフォート率を明確にしてください。

**問21 クリエイティブ・マネージャーに年齢制限はないか。**

年齢制限はありません。ただし、クリエイティブ・マネージャーに求められる職責を果たし得ることが前提となります。

**問22 公募要領の「図4 機構長及びクリエイティブ・マネージャーに求められる資質・人物像のイメージ」にはないクリエイティブ・マネージャーの役割を新設してよいか。**

可能です。ただし、事業趣旨に照らし、各大学の経営戦略に必要な者としてのクリエイティブ・マネージャーを提案してください。

**問23 クリエイティブ・マネージャーは、クロスアポイントメントによる雇用契約も可能か。**

不可とするものではありません。このことは、クリエイティブ・マネージャーとしての業務が確実に実施されることが前提となります。

**問24 クリエイティブ・マネージャーについて、法人に対する委託についてどのように考えるのか。**

クリエイティブ・マネージャーとして集中的な管理体制を構築し、運用し得ることが必要です。従って、クリエイティブ・マネージャーは、産業界の状況について知悉し、経験・実績のある者（自然人）ということになります。法人に対して委託した場合、上記の点において、事業趣旨を反映することができるのか、即ち、担当する者が継続的、かつ保秘の上対応する確実性かどうか、また、クリエイティブ・マネージャーの人物がどうか等という点が課題となります。

**《自立的経営について》**

**問25 オープンイノベーション機構で競争領域における大型共同研究の実現可能性が審査対象となっているのは何故か。**

大型の研究開発プロジェクトを通じて、支援終了後には企業からの収入を基に、オープンイノベーション機構が自立的経営を行うことができるかといった観点から審査する必要があると考えています。

**問26 様式1の⑤及び様式3の④の「収入の配分方法」について、どのように記載すればよいか。**

「人件費相当額」、「間接経費」、「ライセンス収入」、「戦略的産学連携経費」については、実施と計画の有無をそれぞれ○又は×として記載してください。

「計画」欄の「OI 機構」、「大学本部」、「学部（部局）等」、「研究者」については、大学が得た収入をどのように再配分するかを記載します。当該収入全体で100%とし、OI 機構 a%、大学本部 b%・・・と記載します（ $a\%+b\%+\dots=100\%$ ）。通常は大学内の機関に対するものとなると考えられます（上記の「OI 機構」、「大学本部」、「学部（部局）等」、「研究者」への再配分）。配分先がないところは空欄としてください。

問27 様式3の①(ウ)収支計画表で、「繰越金(目的積立金等)取崩額」や「基盤的経費(運営費交付金等)を原資とした収入」が、「その他の収入」に位置付けられているのは何故か。

本表は、民間資金を誘引してオープンイノベーション機構の自立的経営を目指すことを念頭に整理したものです。事業終了後には、民間資金を中心とした財源により自立的経営が行われる計画を立案することが望まれます。

問28 オープンイノベーション機構が実施する研究開発プロジェクト数や金額に上限や下限はあるか。

オープンイノベーション機構においては、競争領域を中心とした産学共同研究として数億円規模のプロジェクトが実施されることを想定しています。各大学において、競争領域を中心とした大型の研究開発プロジェクトを構築することを想定しています。

問29 1つの研究開発プロジェクトが非競争領域と競争領域のどちらにも関わる場合、プロジェクトを共同研究コンソーシアムとオープンイノベーション機構で分けないといけないか。

そのとおりです。なお、本事業と連携するOPERAの「オープンイノベーション機構連携型」では、非競争領域の研究開発に対して、民間資金とのマッチングファンドにより、JSTから民間資金獲得額に応じた委託研究開発費が支出されます。

問30 オープンイノベーション機構で実施する研究開発プロジェクトに、国等が支援を行っているプロジェクトを入れてもよいか。

オープンイノベーション機構で実施される研究開発プロジェクトは、競争領域を中心とした研究領域であるため、その研究成果がクローズとなる場合があります。この点、国等が支援を行っているプロジェクトは、オープンイノベーション機構で実施する研究開発プロジェクトとして、原則としては、馴染まないものと考えております。

問31 申請時のオープンイノベーション機構の研究開発プロジェクト以外に、新たな大型のプロジェクトが形成されていくことについても、審査では考慮されることになるのか。

そのとおりです。将来的に、本事業の対象とする競争領域に接続し得る可能性を有しているかという点についても考慮することとします。この趣旨を踏まえて、様式2の「3.(ウ)競争領域における大型共同研究の実現可能性」や「5.審査に関する留意事項ー持続的発展のための基盤づくり(共同研究コンソーシアムの形成など)ー」に記載してください。

問32 様式2の2.②の「■プロジェクト部門の名簿」は、プロジェクトに参画する全ての研究者を記載するのか。

オープンイノベーション機構のプロジェクトに参画する全ての研究者を記載してください。

問33 様式3の①(ウ)収支計画表のプロジェクト部門の人件費について、運営費交付金等の基盤的経費で雇用される研究者の人件費相当額(エフォート分)を含めて計上するのは何故か。

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」では、大型の共同研究を進めれば進めるほ

どに共同研究に必要な経費に不足が生じ、大学経営に悪影響を及ぼす可能性があることが指摘されています。こうしたことを踏まえた考え方によっています。

#### 【補助内容について】

##### 問34 補助額について、どの程度計上するのか。

標準として年間1.3億円程度としているので、これを踏まえ、経費を精査し、必要な額を計上してください。

##### 問35 「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」、認められないものは何か。

「○対象とならない経費」に該当するか否かが判断基準となります。不明な場合は、文部科学省大学技術移転推進室まで問い合わせてください。

##### 問36 非競争領域の共同研究コンソーシアムにおけるマネジメント経費について、本補助金から支出は可能か。

非競争領域の共同研究コンソーシアムにおける定常的なマネジメント経費は、本補助金からの支出はできません。

ただし、オープンイノベーション機構において、共同研究コンソーシアムの研究開発プロジェクトを本事業の対象とする競争領域に接続させるために必要なマネジメント経費については、本補助金から支出できます。

##### 問37 本補助金は、年度繰り越しが可能か。

原則として、本補助金の年度繰り越しはできません。ただし、補助金の交付決定時には予測し得なかった不測の事態により、当該年度内に事業が完了しない見込みのあるものについては、文部科学大臣を通じて財務大臣に繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。(財務省への繰越承認要求は、文部科学省が行うため、財務大臣の承認を得た後、概算払いを受けた補助金のうち繰越相当分を文部科学省にいったん返還する必要があります。)

##### 問38 本補助金により、共有特許の買い戻しの支出は可能か。

可能です。「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」における「○対象となる経費」のク)に該当します。

##### 問39 学内施設のスペースチャージ料や光熱水費等は本補助金から支出することはできないか。

実施機関の施設使用に関する経費であり本補助金からは支出できません。なお、申請主体の自助努力分には計上できます。

##### 問40 本補助金により、プロジェクト部門の研究者の人件費の支出は可能か。

できません。ただし、プロジェクト部門の研究開発プログラムの研究者が、マネジメント部門のプロジェクト・クリエイティブ・マネージャーなどとしても参画する場合は、マネジメント部門のエフォー

ト分について支払いが可能です。

**問41 本補助金により、退職金の支給は可能か。**

退職手当については、①雇用契約及び事業を実施する機関が定める規程等の範囲内で、②当該年度の勤務に対して実際に雇用している者に支給している場合のみ、本補助金から支給することは可能です。ただし、算定期間は事業に係る期間のみとし、当該雇用者に退職金を支払う年度の補助金から支払う必要があります。なお、積立金としての退職引当金については、本補助金を充当することができませんので、ご注意事項です。

**問42 研究広報・アウトリーチ活動のためのホームページ作成や学外サテライトの借料について、本補助金から支出は可能か。**

本事業において必要な広報・アウトリーチや企業への企画・提案に係る活動であれば、本補助金から支出できます。

**問43 本補助金により、例えば、遠隔会議システムの購入費は支出可能か。**

「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」の「○対象とならない経費」のク) 実施機関で通常備えるべき物品を購入するための経費に該当するものは支出できません。なお、「○対象となる経費」のキ) のとおり、実施機関で通常備えるべき物品のレンタルに必要な経費であれば支出可能です。

**問44 本補助金において、一般管理費は措置されるか。**

本補助金で一般管理費は措置されません。

**問45 「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」の「○対象となる経費」のサ) は、どのような考え方となるか。**

プロジェクト部門における研究者の組織化（機構の形成促進のスタートアップ）に必要となるポスドク等の配置や研究設備の整備等について、共同研究等の相手先企業が負担することが困難な場合、3年目まで補助金交付額の25%以内で、本補助金から支出できます。なお、本経費は、オープンイノベーション機構形成促進費として位置付けられています。

**問46 オープンイノベーション機構形成促進費を活用して、プロジェクト部門の研究者の人件費や消耗品や備品の購入費を措置できないか。**

プロジェクト部門における研究者自身の人件費は、本補助金からの支出はできませんが、その環境整備のために必要となるポスドク等の配置や研究設備の整備等は、本補助金から支出できます。

**問47 共同研究に参画する研究者の代替要員の雇用（部局へのインセンティブ）や研究者への研究費支給（個人へのインセンティブ）は、オープンイノベーション機構形成促進費として支出することはできないか。**

当該経費は、オープンイノベーション機構の充実・強化につながるものが不明確なため、補助金の適正執行の観点から、本補助金からは支出できません。なお、申請主体の自助努力分には計上できます。

**問48 オープンイノベーション機構形成促進費を活用して、ポスドクやリサーチ・アシスタント（RA）を雇用する場合の給与について、上限等の制約はあるか。**

給与等の額について、本事業としての制約はありません。各機関が、それぞれの責任において内規等を定め、適切な対応を図ってください。

**問49 人件費の支出は新規雇用の場合に限るか。**

新規雇用の場合に限るというわけではありませんが、運営費交付金、私学助成等の補助対象者の人件費は本補助金からは支出できません。

**問50 本補助金により、クリエイティブ・マネージャーの研修を行うことは可能か。**

クリエイティブ・マネージャーの研修は、「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」の「○対象となる経費」のエ) に該当し、本事業の業務に支障がない範囲で行うことができます。例えば、学外の講師への謝金や、研修の受講に際して必要となる受講料等は本補助金から支出することができます。

**問51 本補助金で取得した設備備品費をオープンイノベーション機構外で使用することは可能か。**

本補助金で取得した設備備品については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本事業以外での使用については、採択大学内での空き時間を利用した一時的な他の用途への使用のみ可能とし、外部機関へ持ち出しての使用は想定しておりません。

**問52 採択された場合、経費はいつから使用することが可能か。**

採択大学決定後に、文部科学省からの採択・交付申請手続きの連絡を行い、その後交付内定の連絡をもって補助事業の開始日を通知する予定です。補助事業開始日までに支出を行った場合、本補助金からの使用は認められませんので、ご注意ください。

#### **【審査方法】**

**問53 面接審査はどのように実施されるか。**

有識者により構成される審査委員会において、必要に応じて書面審査を実施して面接審査対象大学を絞り込み、面接審査を実施する予定です。面接審査の構成は、プレゼンテーションと質疑応答を想定しています。

**問54 面接審査対象大学の連絡はどのように行われるか。**

対象となる大学に対して、個別にご連絡いたします。また、補正申請の締め切り等は、別途ご連絡します。

問55 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。

可能です。プレゼンテーション資料として使用してください。ただし、プレゼンテーション資料と申請書の内容が整合するようにしてください。

問56 OPERA のオープンイノベーション機構連携型と審査は別々に行われるか。

別々に行います。OPERA のオープンイノベーション機構連携型では、オープンイノベーション機構の採択が前提となるため、JST からの審査状況の問合せに応じてください。

#### 【その他】

問57 申請書類の様式、項目、文字数、行数を変更してもよいか。

申請書類の作成にあたって、ことわり書きのない限り、様式や項目（注意書きを含む。）の変更、削除はできません。なお、指定された字数、ページ数の範囲内で、枠を伸縮させることは可能です。

問58 要求されている以外の資料を補足資料として添付することは可能か。

要求されている以外の資料を補足資料として添付することはできません。

問59 申請書を提出した後に、不備な箇所を見つけた場合、差し替えは認められるか。

申請書提出後の差し替えは認められません。

問60 「本事業の申請は1大学につき1申請とします。1大学から複数の申請があった場合…（中略）…、当該機関により申請されたすべての申請を審査対象外とします。」とされているが、研究室や教員個人から直接申請された場合はどうなるのか。

本事業の申請は、学長又は理事長といった代表者名で、各大学の産学連携担当部署より申請してください。